

資産運用報告の適正性に関する確認書

2018年5月15日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

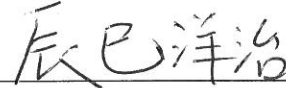
本店所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号  
汐留シティセンター

不動産投資信託証券発行者名 GLP投資法人

(コード: 3281 )

代表者の役職・氏名 執行役員・辰巳 洋治

( 署 名 )



本投資法人の執行役員である辰巳 洋治は、本投資法人の2017年9月1日から2018年2月28日までの第12期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、法定開示を含む資産の運用に係る業務等をGLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務、資産の保管に係る業務等（以下、「一般事務等」といいます。）を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

なお、私は本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 資産運用報告の作成プロセスについて

資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿を基に、資産運用会社の関係各部署より集約された情報を勘案した上で原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受け、また、財務諸表について会計監査人による監査を受けて、作成しております。なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき2018年4月13日付本投資法人の役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

(1) 資産運用報告に記載した内容に関して、「投資法人の計算に関する規則」、一般社団法人投資信託

協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、同「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」等に基づいて作成していることを確認しております。

- (2) 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で内容詳細を確認しております。
- (3) 資産運用報告の作成にあたり、資産運用会社内の業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。
- (4) 全ての重要な事項が本投資法人の役員会へ適切に付議・報告されております。
- (5) 本投資法人の会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）より、2018年4月13日に投信法第130条第1項に規定される監査証明を受領しております。

以上